

入会林野整備の現状と 生産森林組合の組織変更等の状況

令和8年3月10日
林野庁 林政部 経営課

目 次

1. 入会林野整備の状況
2. 生産森林組合の現状
3. 生産森林組合に係る質疑応答

1. 入会林野整備の状況

(1) 入会林野とは

- ❑ 一定地域の住民が昔からの慣習に従って、共同で利用、管理している山林原野のこと。
- ❑ 入会権は、慣習上の権利であるため、登記できず実質の土地所有者が不明確。
- ❑ 多様な登記が見受けられる。(〇〇外10名、大字〇〇等)

・ 民法第263条（共有の性質を有する入会権）

共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

→入会集団に土地(入会地)の地盤所有権が認められている場合。(共有的入会権)

・ 民法第294条（共有の性質を有しない入会権）

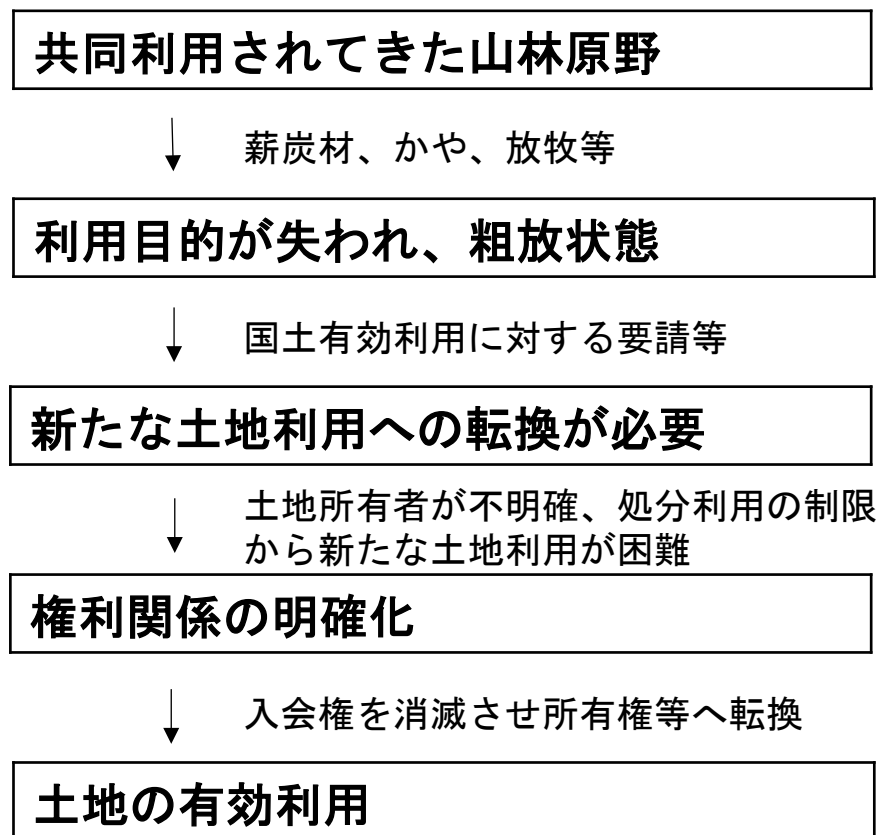
共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する。

→他者が所有する土地の上の資源を入会集団が使用・収益できる場合(地役的入会権)

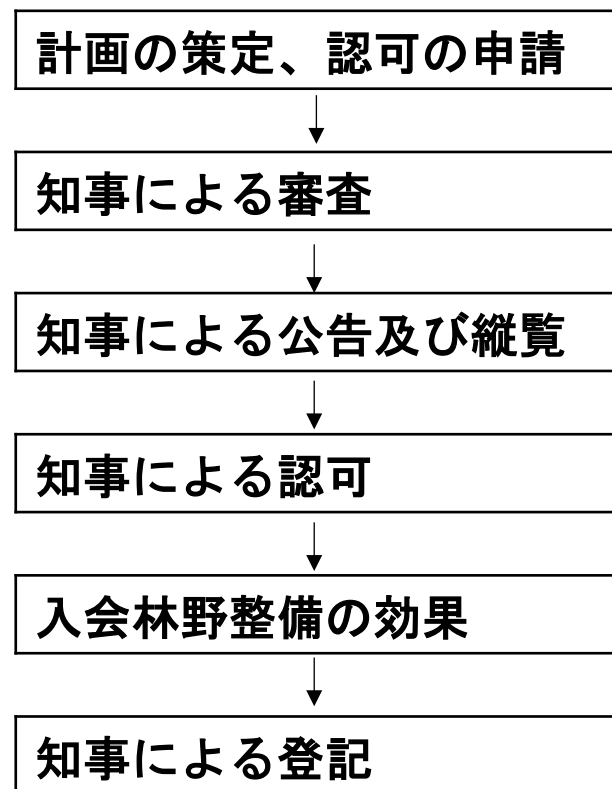
(2) 入会林野近代化法とは

- ❑ 「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」(昭和41年法律第126号)
- ❑ 入会林野等の農林業上の利用を増進するため、入会権者等に対し、入会権等に代えて所有権等の安定した権利を取得させ、もって農林業経営の健全な発展に資することを目的。

○制定経緯



○入会林野整備の流れ

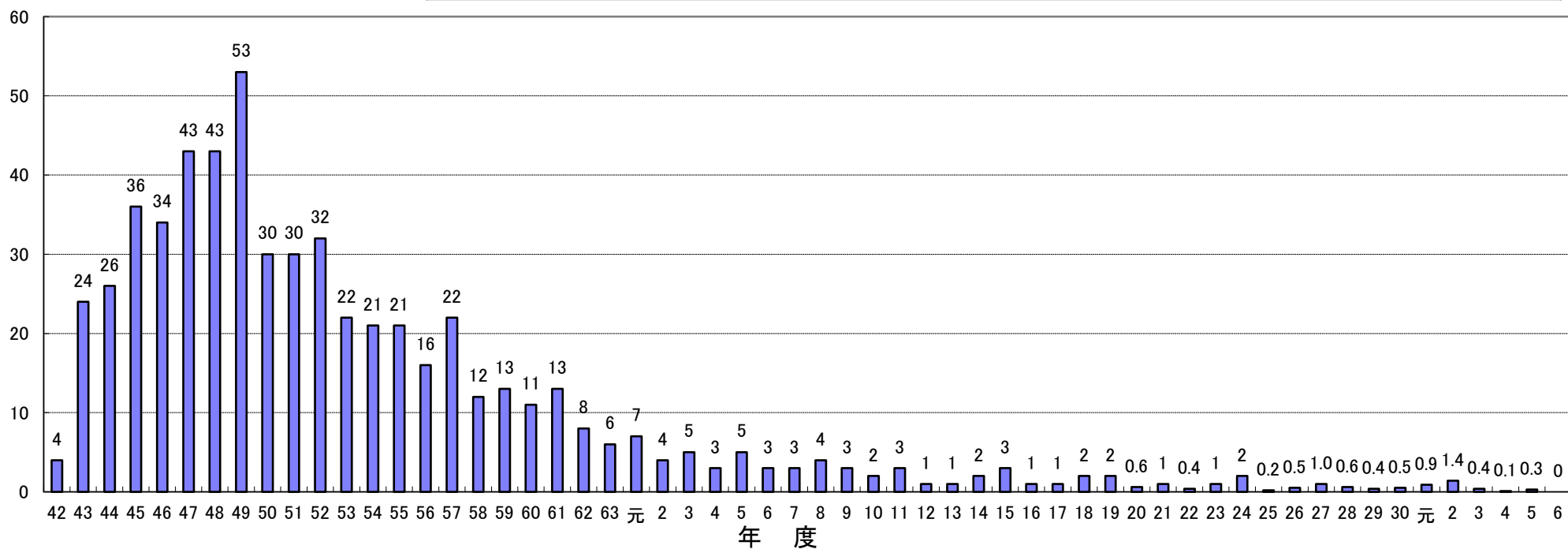


(3) 入会林野近代化法に基づく取組状況

- ❑ 入会林野近代化法制定後、「入会林野等整備計画」に基づき整備を進めてきた結果、法制定当時185万ha存在した入会林野のうち、昭和42～令和6年度までに、58万ha(6,778件)を整備。
- ❑ 令和6年度は実績なし。

面積(千ha)

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく整備面積の推移



(4) 入会林野近代化法による整備後の経営形態

- 整備後の経営形態は、協業経営に移行したものと共有経営に移行したものを合わせると、面積比で59%を占めており、残り41%が個別経営となっている。
- 中でも、生産森林組合が全体の52%を占め、入会林野整備後の主な経営形態となっている。

○整備期別の経営形態別整備面積（昭和42～令和6年度）

（単位：上段〔面積：千ha〕、下段〔比率：％〕）

整備期 (期間)	法人協業経営＋共有経営				計	個別 経営	合計
	法人協業経営			共有 経営			
	生産森林組合	農事組合法人等	計				
第 1 期整備計画 (S42～S51)	188 59%	3 1%	191 60%	13 4%	204 64%	116 36%	320 100%
第 2 期整備計画 (S52～S61)	90 49%	3 1%	92 50%	12 6%	104 57%	79 43%	183 100%
第 3 期整備計画 (S62～H 8)	18 37%	0. 3 1%	18 37%	4 8%	23 46%	26 54%	49 100%
第 4 期整備計画 (H9 ～H18)	5 25%	0. 7 3%	5 28%	2 8%	7 36%	13 64%	20 100%
第 5 期整備計画 (H19～H23)	0. 8 18%	0 －	0. 8 18%	0. 6 13%	1 31%	3 69%	5 100%
第 6 期整備計画 (H24～H28)	0. 3 8%	0 －	0. 3 8%	2 43%	2 51%	2 49%	4 100%
第 7 期整備計画 (H29～R3)	1. 1 30%	0. 1 2%	1. 1 32%	0. 2 5%	1. 3 37%	2. 2 63%	3. 6 100%
第 8 期整備計画 (R4～R6)	0 －	0 10%	0 10%	0 8%	0. 1 18%	0. 3 82%	0. 4 100%
計	303 52%	7 1%	311 53%	32 6%	343 59%	242 41%	585 100%

(5) 入会林野等の残面積の状況

令和7年の整備意思確認調査によると、入会林野等の残面積45万haの状況は次のとおり。

- ❑ 整備着手分は、10万ha(1,176集団)あるが、入会権者の確認や合意形成が困難等の理由で打ち切った、又は、打ち切る予定のものが大部分を占めている。
- ❑ 整備未着手分は、35万ha(7,041集団)あるが権利者不明・複雑化、合意形成困難、入会集団のままで管理されている等の理由で大部分は整備意思が無い。
- ❑ 整備着手分のうち継続中のもの1.1万ha(138集団)や、整備未着手分のうちの整備意思があるもの0.3万ha(23集団)については、整備が進展する可能性が見込まれ、手続きが進展している集団も複数存在する。

○入会林野等整備意思状況(直近3年)

	R5年		R6年		R7年	
	集団数	面積(千ha)	集団数	面積(千ha)	集団数	面積(千ha)
整備着手分	1,181	97	1,177	97	1,176	97
継続	146	12	141	11	138	11
打切(予定)	1,035	85	1,036	85	1,038	85
整備未着手分	7,041	350	7,040	350	7,041	350
整備意思 有	35	4	23	3	23	3
整備意思 無	5,778	339	5,789	340	5,790	340
その他(不明分等)	1,228	7	1,228	7	1,228	7
計	8,222	447	8,217	447	8,217	447

2. 生産森林組合の現状

(1) 生産森林組合制度の概要

- 生産森林組合は、森林所有者である組合員が資本(森林)と労働と経営能力を提供して、森林経営の共同化を目的として、自ら森林を保有し、当該森林の経営を行う組織。その多くは森林組合の組合員。

① 森林組合法の主な規定

(事業の種類)

第九十三条 生産森林組合(以下この章において「組合」という。)は、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに附随する事業を行うものとする。

2 組合は、前項の事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 環境緑化木又は食用きのこの生産
- 二 森林を利用して行う農業
- 三 委託を受けて行う森林の施業又は経営
- 四 前三号の事業に附随する事業

3 第九条第四項及び第五項本文の規定は、組合に係る林道について準用する。

(組合員たる資格)

第九十四条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

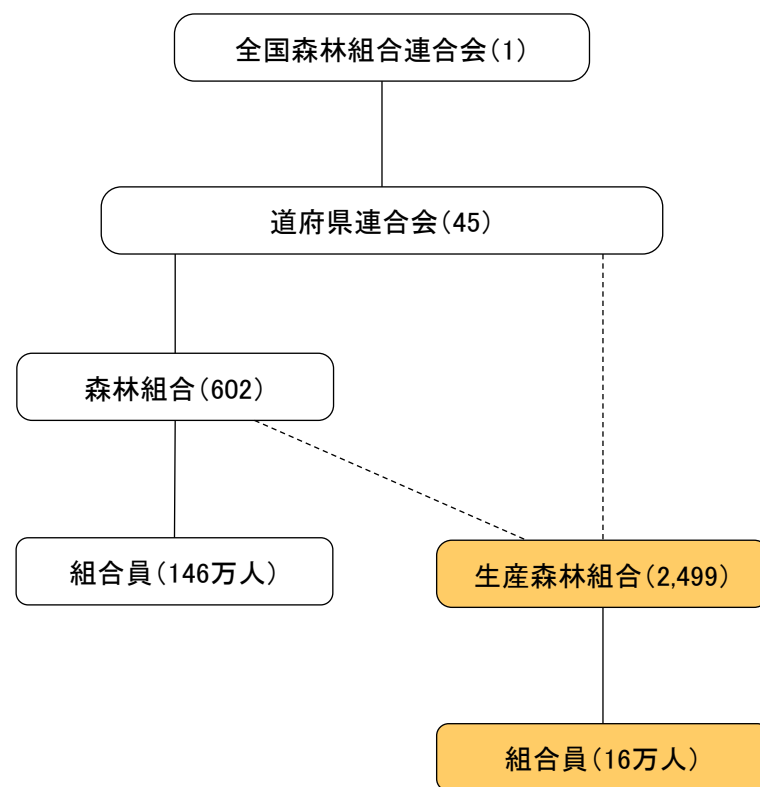
- 一 組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人
- 二 組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの

(組合の事業と組合員との関係)

第九十五条 組合員の二分の一以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。

2 組合の行う事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

② 森林組合の系統図



※()内の数字は、令和5年度末時点の連合会数、組合数、組合員数。組合員数は調査票を提出した組合についての数値。

※東京都及び大阪府については、1森林組合体制となっており、連合会がない。

(2) 生産森林組合の組織の概要

- 令和6年度末現在の生産森林組合数は2,449組合。1組合当たりの平均組合員数は85人、経営森林面積は156ha。
- 生産森林組合の設立動機としては、集落有林の共同経営が60%で半数以上を占める。また、生産森林組合の75%が森林組合に加入。

① 組織の概要

生産森林組合数	2,499 組合	1 組合当たり
組合員数	159 千人	85 人
経営森林面積	291 千ha	156 ha
払込済出資金	215 億円	1,147 万円
現金払込出資金	26 億円	138 万円
現物払込出資金	189 億円	1,009 万円
常勤役員数	68 人	0.04 人
常勤職員数	36 人	0.02 人

注: 生産森林組合数は、都道府県知事が認可した組合数。その他の項目は記載のある調査票を提出した1,873組合についての数値。「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

② 設立動機別組合数

区分	組合数	(%)
集落有林の共同経営	1,133	60%
記名共有林の共同経営	251	13%
市町村有林等払下林の共同経営	194	10%
個人有林の現物出資に基づく共同経営	185	10%
その他	110	6%
計	1,873	100%

注: 1)調査票を提出した組合についての数値。

2)「その他」は、国有林払下林の共同経営、国有林に部分林を設定して共同経営等。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

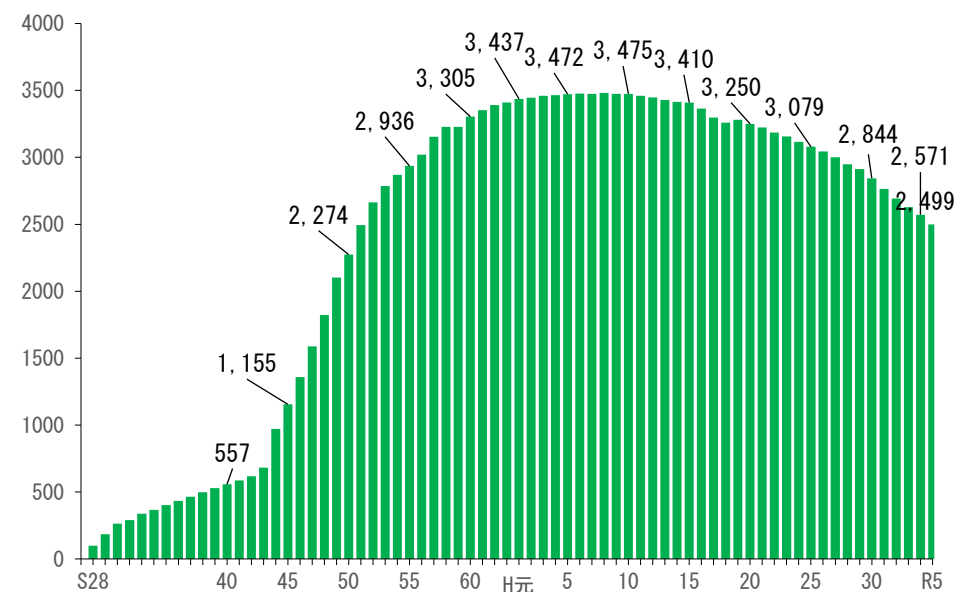
③ 森林組合への加入状況

加入している	加入していない	計
1,408 (75%)	465 (25%)	1,873 (100%)

注: 調査票を提出した組合についての数値。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

④ 生産森林組合数の推移



資料: 林野庁「森林組合統計」

(3) 事業内容と実施状況

- 生産森林組合は、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)を必須事業とし、このほか、①環境緑化木又は食用きのこの生産、②森林を利用して行う農業、③委託を受けて行う森林の施業又は経営を任意事業として行うことが可能。
- 経営方法別の森林面積では、組合が土地を所有し自ら施業・経営をしている森林が約7割。
- 林種別の森林面積では、人工林と天然林の割合はほぼ同程度。なお、天然林の多くは、かつての薪炭林であると推察。
- 令和5年度は、**全体の9%の組合(164組合)が保育を実施したほか、間伐は5%の組合(101組合)、主伐は2%の組合(35組合)が実施。**

① 経営方法別の森林面積

区分	所有林	分収林	委託	その他	計
組合数	1,715	478	14	710	1,866
面積(千ha)	204	29	0.6	58	291
割合(%)	70	10	0.2	20	100

注: 1) 調査票を提出した組合についての数値。

2) 「組合数」は、1つの組合で複数の経営方法があるため内訳と計は一致しない。

3) 「所有林」は、組合が土地を所有し自ら施業経営を行っているもの。

4) 「分収林」は、組合は土地を所有せず、分収林契約等により施業経営を行っているもの。

5) 「委託」は、組合が所有者から委託を受けて施業又は経営を行うもの。

6) 「その他」は、組合が土地を所有し、他の事業者に施業させているもの。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

② 林種別の森林面積

区分	人工林	天然林	その他	計
面積(千ha)	139	132	21	291
割合(%)	48	45	7	100

注: 1) 調査票を提出した組合についての数値。

2) 「その他」は、竹木、伐採跡地、無立木地等。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

③ 施業別の事業実施状況

区分	新植	保育	主伐	間伐
実施組合数	21	164	35	101
割合(%)	1	9	2	5
実施面積(ha)	68	1,367	97	853
実施組合1組合当たりの実施面積(ha)	3.2	8.3	2.8	8.4

注: 1) 調査票を提出した組合についての数値。

2) 「割合」は記載のある調査票を提出した1,873組合に対する割合。

3) 「保育」には切り捨て間伐が含まれる。

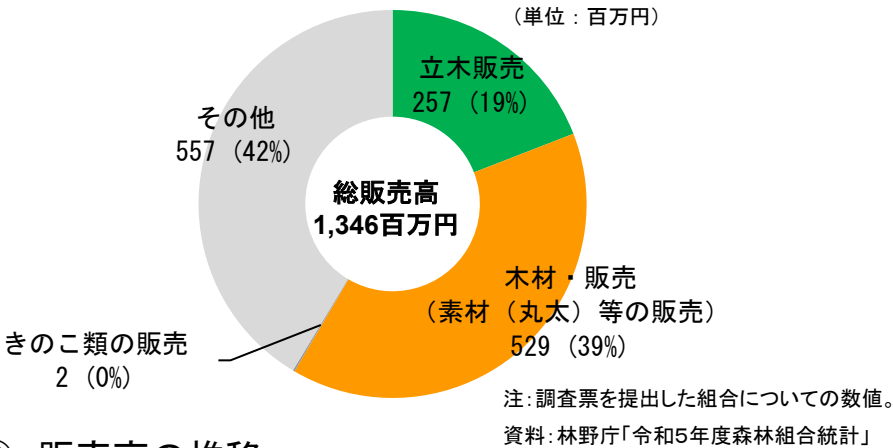
4) 「間伐」は利用間伐。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

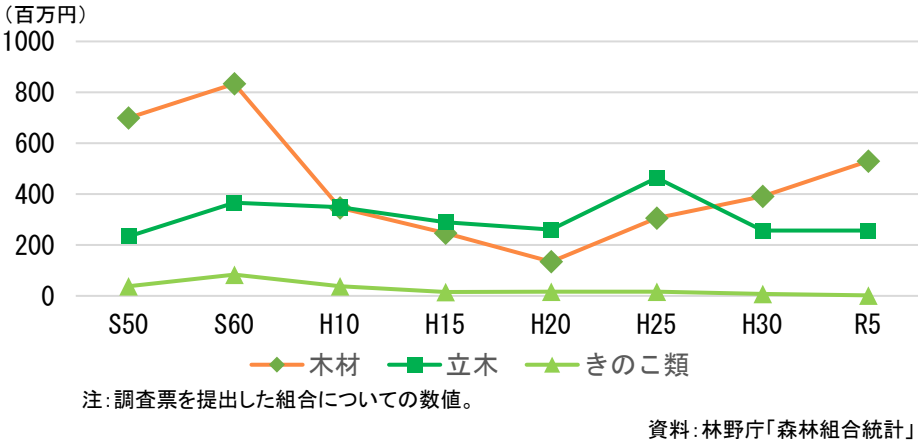
(4) 販売高

- 立木及び木材の販売額は、近年、横ばいから増加傾向。
- 令和5年度に販売事業等で事業収入のあった生産森林組合は全体の28%(525組合)。その内訳は、
 - 立木販売を行った組合 : 97組合(実施1組合当たりの販売高は 265万円)
 - 素材(丸太)等の木材販売を行った組合 : 137組合(実施1組合当たりの販売高は 386万円)
 - きのこ類の販売を行った組合 : 13組合(実施1組合当たりの販売高は 19万円)
 - その他の販売を行った組合 : 338組合(実施1組合当たりの販売高は 165万円)

① 販売高の実績



② 販売高の推移



③ 販売対象別の事業実施状況

区分	立木販売	木材販売 (素材(丸太) 等の販売)	きのこ類 販売	その他	計
実施組合数	97	137	13	338	525
割合 (%)	5	7	1	18	28
数量	千m ³ 157	千m ³ 73	千kg 2	-	-
販売高(百万円)	257	529	2	557	1,346
実施組合1組合当たりの販売高(百万円)	2.7	3.9	0.2	1.6	2.6

注: 1)「素材(丸太)等」は、一般用材、パルプ用材、杭丸太等。
2)「その他」は、施設利用料、貸付料等。
3)「割合」は、記載のある調査票を提出した1,995組合に対する割合。
4)複数の区分で実績のある組合があるため、「組合数」、「割合」、「1組合当たりの販売高」の内訳の数値を合計したものは「計」と一致しない。

資料: 林野庁「令和5年度森林組合統計」

(5) 生産森林組合の経営状況

- 令和5年度は、生産森林組合の18%に相当する280組合が事業利益を計上し、83%に相当する1,320組合が事業損失を計上。1組合当たり平均は、62万円の事業損失を計上。
- 経常損益では、47%に相当する768組合が経常利益を計上し、53%に相当する853組合が経常損失を計上。1組合当たり平均は、41万円の経常利益を計上。
- 事業損益の推移をみると、近年では1組合当たりの事業損益は横ばい。

① 生産森林組合の経営状況

〔事業損益〕

事業損失計上	事業利益計上	計
1,320組合 83%	280組合 18%	1,600組合
平均▲112万円	平均171万円	平均▲62万円

〔経常損益〕

経常損失計上	経常利益計上	計
853組合 53%	768組合 47%	1,621組合
平均▲39万円	平均129万円	平均41万円

〔当期剰余金〕

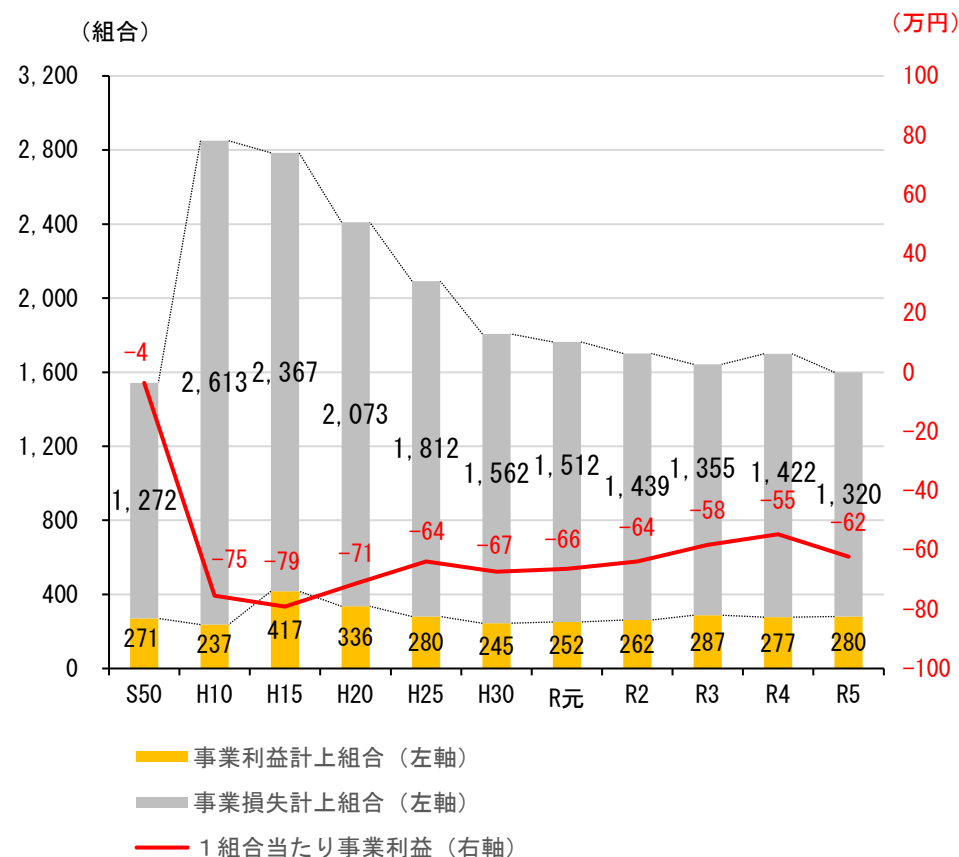
当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
1,031組合 63%	600組合 37%	1,631組合
平均▲34万円	平均160万円	平均38万円

注:1)事業損益は、事業総収益から事業総費用と事業管理費を引いたもの(株式会社等の営業損益に相当)。経常損益は、事業損益に事業外損益を加えたもの。

2)調査票を提出した組合についての数値。

資料:林野庁「令和5年度森林組合統計」

② 生産森林組合の事業損益の推移



注:調査票を提出した組合についての数値。

資料:林野庁「森林組合統計」

(6) 生産森林組合の解散、合併、組織変更等の状況

- 生産森林組合の解散による減少組合数は、年間30～40組合で推移。
- 組織変更による減少組合数は、H29年度の3組合から、H30年度以降20～40組合で推移。
(H29に生産森林組合がその組織を変更し、株式会社、合同会社又は認可地縁団体になることができるよう手続き規定を整備。)

(1) 生産森林組合数の推移

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
設立登記組合数	2, 693	2, 627	2, 571	2, 499	2, 449

各年度末(3月31日)現在において設立登記されている生産森林組合数

資料：林野庁「森林組合統計」他

(2) 生産森林組合の増減

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
解散による△減(A)	△ 36	△36	△30	△40	△27
合併による△減(B)	0	0	0	0	0
組織変更による△減(C)	△ 41	△31	△26	△30	△23
△減計(D=A+B+C)	△ 77	△67	△56	△70	△50
設立による増(E)	1	1	0	0	0
増△減合計(F=D+E)	△ 76	△66	△56	△70	△50

各年度中に減少又は増加となった生産森林組合数(都道府県報告)※組合数の推移と増減に数値の不一致がございます。

(6) 生産森林組合の解散、合併、組織変更等の状況

(3) 解散後における森林の管理形態

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
解散による△減	認可地縁団体へ譲渡	17	18	10	21	10
	記名共有で管理	1	0	0	0	2
	個人で管理	2	0	0	0	4
	市町村へ譲渡	2	0	1	2	2
	合同会社へ譲渡	0	0	0	0	0
	その他	7	7	11	5	2
	第三者に売払	6	9	7	14	5
	不明	1	2	1	1	0
計		36	36	30	43	28

- その他の譲渡先等としては、自治会に譲渡など
第三者に売払としては、地元業者に売却など。

(7) 生産森林組合の組織変更の実績

- H29からR6年度までに、累計207組合が組織変更を実施。
- 組織変更後の法人形態は、204組合が認可地縁団体、1組合が合同会社、2組合が株式会社。

(1) 組織変更した生産森林組合数

組織変更後 法人形態	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計
株式会社	0	0	0	0	1	0	1	0	2
合同会社	0	0	0	1	0	0	0	0	1
認可地縁団体	5	24	31	37	30	25	29	23	204
計	5	24	31	38	31	25	30	23	207

組織変更した年度は効力発生日の属する年度であり、1の(2)生産森林組合の増減の「組織変更による△減(C)」の年度ごとの組合数と一致しない場合(効力発生日と解散の登記等の日の年度が異なる場合等)がある。

(2) 組織変更した主な理由

- 組合員の減少・高齢化、収入がないこと等により、生産森林組合という組織形態での運営継続が困難（大多数）。租税負担の軽減。
- 新規入村者を拒まない団体に移行し、自治会全体の財産として位置づけたい。活動実態が自治会組織としての活動となっていた。
- 所有森林の管理・登記を行いやすくするため。
- 自由な利益配分がしにくく、林業における経済活動が積極的になりにくいため。

(8) 都道府県における生産森林組合への指導

生産森林組合への指導は森林組合一斉調査の際に、活動状況の確認や経営指導等が行われている状況であるが、以下のような積極的な指導が行われている事例も存在。

(1) きめ細かい対面指導

- 普及指導員等が年1回経営指導・会計指導を個別に実施している。
- 毎年、複数組合を対象に事務手続きや財務状況を確認する目的で対面での調査指導を行っている。

(2) 研修会の開催等

- 生産森林組合が主催する研修会に、講師派遣等を行っている。
- 県で生産森林組合連絡協議会を設置しており、現地視察や登記などの講習会を行っている。
- 管内の生産森林組合で構成する連絡協議会を開催し(事務局は県)、情報提供や研修会を行っている。
- 県で生産森林組合合同会議を開催し、県の施策や生産森林組合の取組紹介、講演などを行っている。

(3) 地域や組合の実情を踏まえた指導

- 普及指導員が主体となって、主伐再造林の推進に向けて、生産森林組合の所有森林を調査し、結果を生産森林組合と共有。優良な森林については活用(施業の提案)、広葉樹林については材の活用に関する指導・支援等を行っている。
- コンテナ苗の自家生産の働きかけを行っている。
- 他の林業経営体も含めて、県民税等を活用した里山林整備の提案。

3. 生産森林組合に係る質疑応答

生産森林組合に関する問い合わせと回答

- ❑ 生産森林組合に関する都道府県からの問い合わせの大半は、解散や組織変更に関連すること。

①組織運営

- a. 森林の経営委託について
- b. 総会における書面決議

②脱退・除名

- c. 組合員の整理について

③解散・組織変更

- d. 一時理事の選任について
- e. 生産森林組合が組織変更をする際に定款変更は必要か
- f. 区域に既存の認可地縁団体がある場合の認可地縁団体への組織変更

生産森林組合に関する問い合わせと回答

a. 森林の経営委託について

組合員が高齢化する中、森林組合への経営委託を促していきたい。
生産森林組合の経営委託についてどの程度まで可能か。

生産森林組合が所有する森林の施業を委託することについては、「森林組合法の運用について」（昭和53年9月14日53林野組第175号林野庁長官通知）において、かつて「組合の所有等に係る森林の過半に及ぶことは好ましくない」という文言がありましたが、生産森林組合の現状を踏まえて、平成29年3月29日の改正で削除されています。

一方で、同通知第2の3において「生産組合がその所有等に係る森林の施業を他に委託することについては、生産組合が組合員から資本と労働の提供を受けて森林経営の共同化を図るものであるという制度の趣旨、当該生産組合の森林経営の実態等を十分に踏まえ、法に定める組合員の常時従事義務、員外者の雇用制限等を遵守することを前提に、適切に行うよう留意されたい。」とされていますので、所有森林の全ての経営を委託できるわけではなく、森林組合法第95条の定めに従い、生産森林組合の組合員による一定程度の作業従事が必要とされます。

なお、常時従事義務の解釈については、「生産森林組合における常時従事義務の解釈について」（平成22年11月19日21林政経第324号林野庁経営課長通知）を参照してください。

生産森林組合に関する問い合わせと回答

b. 総会における書面決議

組合員の多くは高齢者であり、総会へ参加が困難である。
実出席を伴わず、書面決議のみの総会を開催することは可能か。

森林組合法上、総会は、会議の物理的な日時や場所、目的である事項等を示した上で招集し、実際に開催することが必要となります。そのため、現実の会議体を置かず、書面のみでの実施や当該場所に存在しない出席方法のみで実施をすることはできませんので、総会の招集通知で示した日時、場所において、実際に総会を開催しなければ、「総会が成立している」とみなすことはできず、総会の決議は無効になるのではないかと考えます。

なお、議決権を有する全ての組合員が書面により議決権を行使し、結果的に代表理事、議長、議事録承認者等の出席のみであった場合は、「実際に総会を開催」と判断して差し支えないものと考えます。

生産森林組合に関する問い合わせと回答

c. 組合員の整理について

組合員資格の確認についてどのように取り組むべきか。

特に連絡がとれない組合員の取り扱いをどのようにするべきか。

組合員名簿の整理の方法については「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について」(平成29年3月31日28林政経第358号林野庁経営課長通知)において手続きを記載しており、組合員資格届出の公告と組合員に対して資格届出書の発送を行います。

組合員に資格届出の通知(同通知様式2-1及び2-2)を送る際は、組合員名簿に記載された住所か、又は組合員が別に通知した連絡先に送付すればよく(森林組合法第60条の4)、実際に通知が本人に到達しなくても、通常到達すべきときに到達したとみなされます。この際、記録を留めるために、内容証明郵便で送るのが望ましいと考えます。

なお、組合員名簿に住所の記載がなく、探索を尽くしても送付先が分からない場合は、民法第98条に基づく公示による意思表示を行うことが考えられます。この場合、届出がなく、かつ、資格の喪失又は死亡のいずれかであることが客観的事実により確認できない場合は、模範定款例第14条第1項第1号の「組合に対する義務の履行を怠ったとき」に該当するものとして除名することになると考えます。

生産森林組合に関する問い合わせと回答

d. 一時理事の選任について

理事は全員が亡くなっている中、土地の処分等を行うために組合を立て直したい。
一時理事を選任することは可能か。

権利義務を有する理事が全員不在とのことですので、森林組合法第98条の6の規定に基づき、「業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるとき」に該当するものとして、利害関係人の請求により一時理事の選任をすることが可能だと考えます。

一時理事については定款で定める役員数を選任することが望ましいですが、それが困難な場合は、理事会開催のための定足数を超えるように選任することで足りるものと考えます。（定款に特別の定めがない限り、森林組合法第98条の2に基づき、理事の過半数が定足数となります。）

なお、生産森林組合は出資と経営と労働の一致を理念とすることから、組合の運営をつかさどる理事は組合員でなければならない（法第98条第3項）ため、一時理事についても整理された名簿に記載されている組合員から選出することが必要と考えます。

生産森林組合に関する問い合わせと回答

e.生産森林組合が組織変更をする際に定款変更は必要か

生産森林組合の定款が古く、組織変更に必要な手続きを規定していない場合、定款変更を行わなくては組織変更ができないのか。

生産森林組合の現行の定款に「組織変更」にかかる条文が明記されていなくても、組織変更の手続きは定款の相対的必要記載事項であるものは含まれておらず、また、組織変更に関する手続きは森林組合法に定められているものなので、法律上必要な手続きが行われており、定款に抵触するものでなければ、組織変更をすることについては可能です。

※相対的必要記載事項とは、その事項を定款に記載するかどうかは組合の自由であるが、その事項に効力を持たせるためには、これを定款に記載することを要するもの。

生産森林組合に関する問い合わせと回答

f. 既存の認可地縁団体がある場合の認可地縁団体への組織変更

既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在する場合、生産森林組合が認可地縁団体へ組織変更をすることは可能か。

区域が重複する団体の認可については、区域としてのまとまりや活動内容等、地域の事情を勘案しながら、地方自治法上の認可要件に該当しているか否かで判断されることとなります。

【参考】 地域に既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在する場合の組織変更について

(1)課長通知の一部改正

「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について」(平成29年3月31日付け28林政経第358号林野庁経営課長通知)において、令和3年11月24日付けで所要の改正を行った際、既に地域に認可地縁団体が存在する場合の区域が重複することとなる認可地縁団体への組織変更について、地方自治法上の認可の考え方を改めて示しています(第3の1(2)ウ)。

<通知抜粋>

ウ 認可地縁団体は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられますが、区域が重複する団体の認可については、区域としてのまとまりや活動内容等、地域の事情を勘案しながら、地方自治法上の認可要件に該当しているか否か判断されることとなります。

※地域に既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在する場合の組織変更については、生産森林組合から認可地縁団体への組織変更制度を創設した改正森林組合法の施行から約5年が経過し、地域の現況や実情を背景に、既存の認可地縁団体が存在する区域と重複する形で新たな認可地縁団体への組織変更を検討する生産森林組合が一部存在することが判明してきたことなどを踏まえ、総務省と確認の上、地方自治法上の認可の考え方を改めて示したものです。